

中小企業経営支援専門家派遣事業補助金

中小企業者が抱える専門性が必要な諸課題の解決を図るため、公益財団法人埼玉県産業振興公社が行っている「専門家派遣事業」を利用した事業者に対して費用の一部を補助します。

対 象

- 公益財団法人埼玉県産業振興公社が行う「専門家派遣事業」を利用した中小企業者で、個人にあっては市内に住所及び事業所を有するもの、法人にあっては市内に事業所を有するもの。
- 市税を完納していること（納税確認への同意が必要です）。

内 容

- 補助対象額
「専門家派遣事業」1回の派遣につき公益財団法人埼玉県産業振興公社に支払う経費
- 補 助 率
補助対象額の1/2（1回の派遣につき10,000円を限度とする）

申請期限

- 専門家派遣事業を実施した年度内（最終回の年度内）

提出書類

- 専門家派遣決定通知書（兼）請求書の写し
- 専門家派遣事業に係る領収書の写し
- 専門家派遣事業に係る実施報告書の写し

※その他、必要と思われる資料を提出いただく場合があります。